主 文 被告人を懲役1年6月に処する。 この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。 訴訟費用は被告人の負担とする。

て (罪となるべき事実)

第1 別紙一覧表(省略)記載のとおり、平成14年4月15日ころから同年5月中旬ころまでの間、前後8回にわたり、青森県北津軽郡a町内において、Bほか7名に対し、いずれもその容器又は包装に法定の表示がないのに、農薬である商品名ダイホルタンないしホールエース合計211袋を価格合計50万6400円で販売

第2 前記第1記載のとおり、農薬の販売の事業を営んでいたのに、営業所の所在 地を管轄する都道府県知事に対し、法律で定める事項を届出しなかった。 (量刑の事情)

(求刑 懲役1年6月)

青森地方裁判所弘前支部

裁判官土田昭彦